

普天間飛行場周辺まちづくり事業 【真栄原地区】

土地収用法第15条の14に基づく

事業説明会

日時：令和8年1月28日

場所：真栄原区公民館 2階



宜野湾市

本日の説明内容



1. はじめに（本日の説明会の目的）
2. 事業の目的
3. 事業の内容
 - 3-① 事業計画地（起業地）について
 - 3-② 事業のスケジュール
 - 3-③（仮称）真栄原交流拠点施設について
4. 土地収用法に基づく事業認定について
 - 4-① 事業認定とは
 - 4-② 事業認定の効果
 - 4-③ 今後の予定

1. はじめに（本日の説明会の目的）



- 市では、地域資源を活用し、地域の活性化、各種交流によるにぎわいの創出を目的に『**普天間飛行場周辺まちづくり事業（真栄原地区）**』を実施中。
- 本日の説明会は、事業地に予定している**（仮称）真栄原交流拠点施設**の整備において、円滑な事業の執行を図るため、土地収用法の手続きのひとつである「**事業認定申請**」に先立ち、関係者の皆様へ事業の概要などを説明いたします。
(土地収用法第15条の14に基づく説明会)

【参考】

○土地収用法第15条の14

起業者は、次条の規定による事業の認定を受けようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定める説明会の開催その他の措置を講じて、事業の目的及び内容について、当該事業の認定について利害関係を有する者に説明しなければならない。

2. 事業の目的



普天間飛行場周辺まちづくり事業目的及び概要

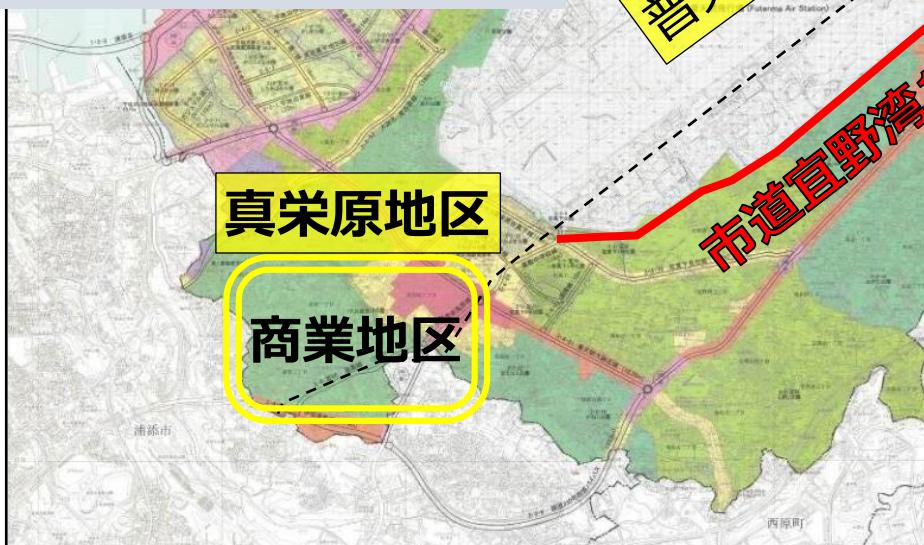
普天間飛行場の立地を前提とし、米軍人・軍属とその家族が基地内外に移住している現状を活かし、各種交流や相互理解、地域活性化に貢献できるまちづくりを構築することを目的としております。



2. 事業の目的

事業対象地区

市内2箇所の商業地域である
普天間地区・真栄原地区を
市道宜野湾11号で連携させることにより、門前町として継承された歴史文化を「精神文化」



住民が日々の生活の中で育んできた資源を「生活文化」とし、両地区に交流拠点の形成を図ります。



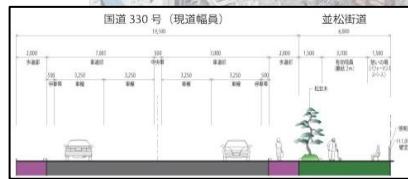
2. 事業の目的

各地区の概要

普天間地区



「並松街道」標準断面図

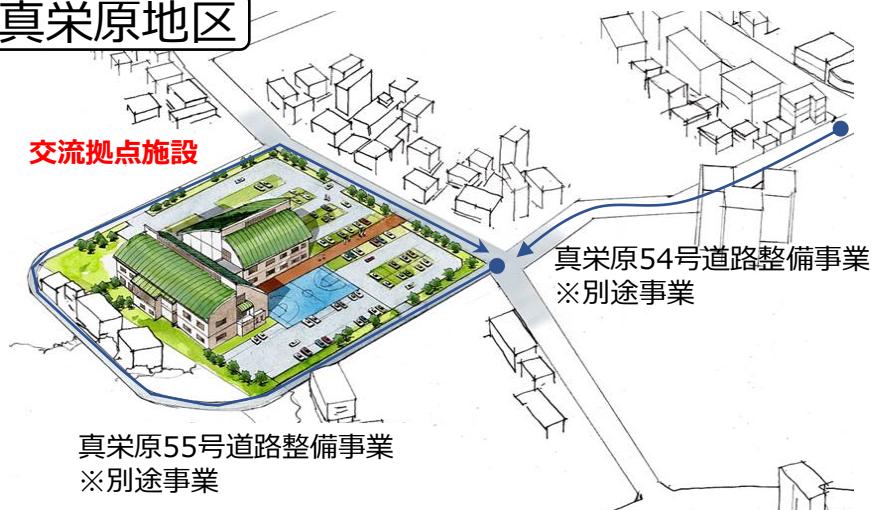


令和6年7月12日供用開始

交流施設（R2実施設計時）



真栄原地区



真栄原54号道路整備事業
※別途事業

真栄原55号道路整備事業
※別途事業

交流拠点施設（R5実施設計時）



現時点のイメージ図であり、今後変更となる可能性があります。



2. 事業の目的

真栄原地区のまちづくりコンセプト

日常生活の交流で健全な暮らしを営む
真栄原“暮らしの交流”舞台

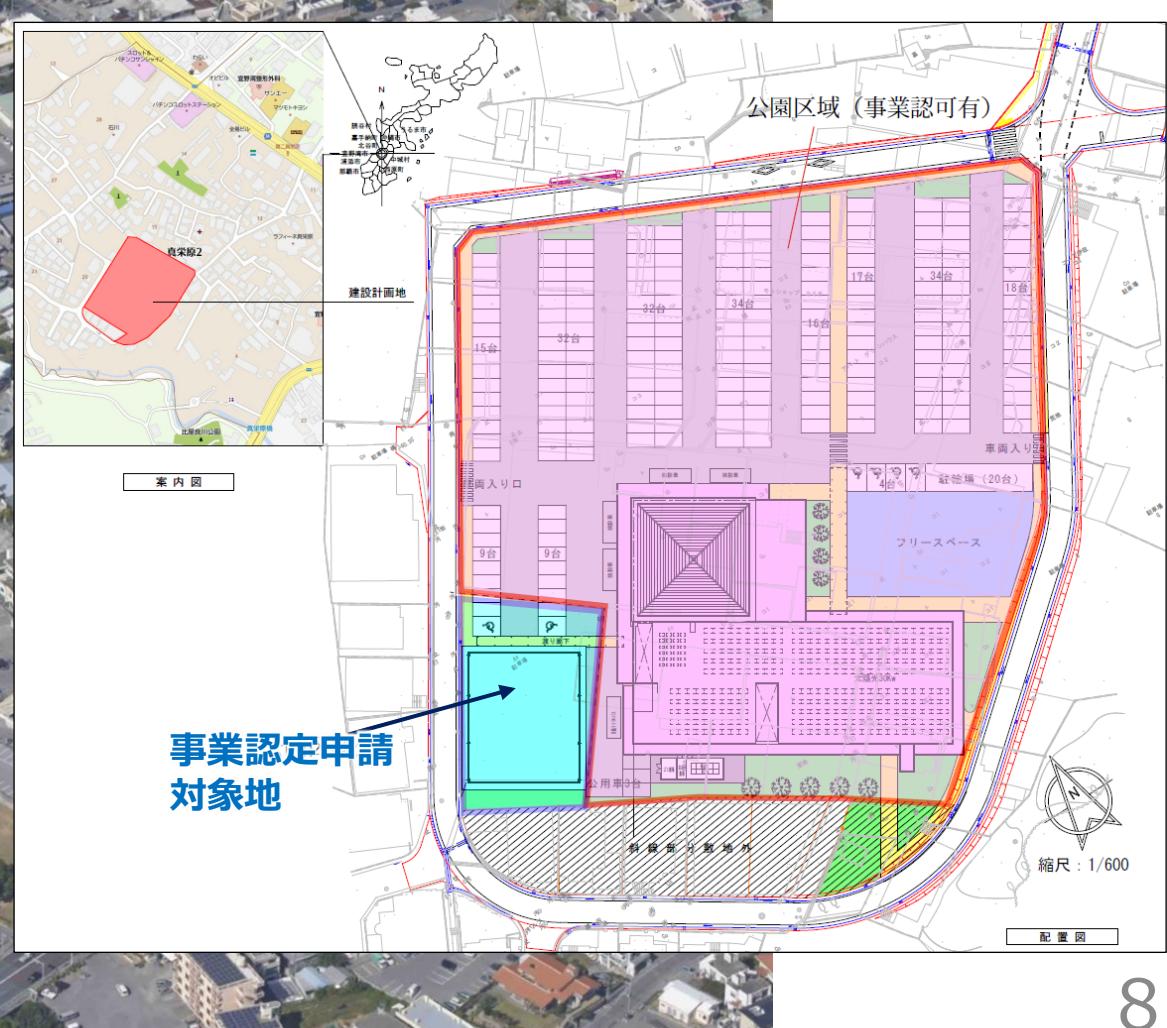
真栄原交流拠点施設		周辺 (民間開発誘導等)
衣		買い物
食	食生活支援・交流	買い物・外食
住		住宅
子育て	子育て支援・交流	
健康	健康支援・交流	

身近な商業施設や公私立学校の立地等を踏まえ、日常生活を視点にした施設整備を行うものとし、「衣」「食」「住」「子育て」「健康」に関連した施設の充実を目指し、事業を進めており、**令和10年度の完成**を予定しております。

3. 事業の内容



3-① 事業計画地（起業地）について





3. 事業の内容

3-② 事業のスケジュール

▼現時点

	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
交流拠点施設・外構	用地測量			用地測量		土質調査等			土質調査等			
	土質調査											
	物件調査		物件調査									
建物補償							建物補償					
	用地補償						用地補償					
実施設計 工事						基本設計			実施設計			交流拠点施設建築工事
真栄原5号	用地測量			用地測量								
	土質調査			土質調査		物件調査						
	物件調査											
建物補償 用地補償							建物補償					
	用地補償						用地補償					
実施設計 工事				実施設計						道路整備工事		

現時点のスケジュールであり、今後変更となる可能性があります。



3. 事業の内容

3-③（仮称）真栄原交流拠点施設について
完成イメージパース（令和6年度実施設計作成）



現時点のイメージ図であり、今後変更となる可能性があります。



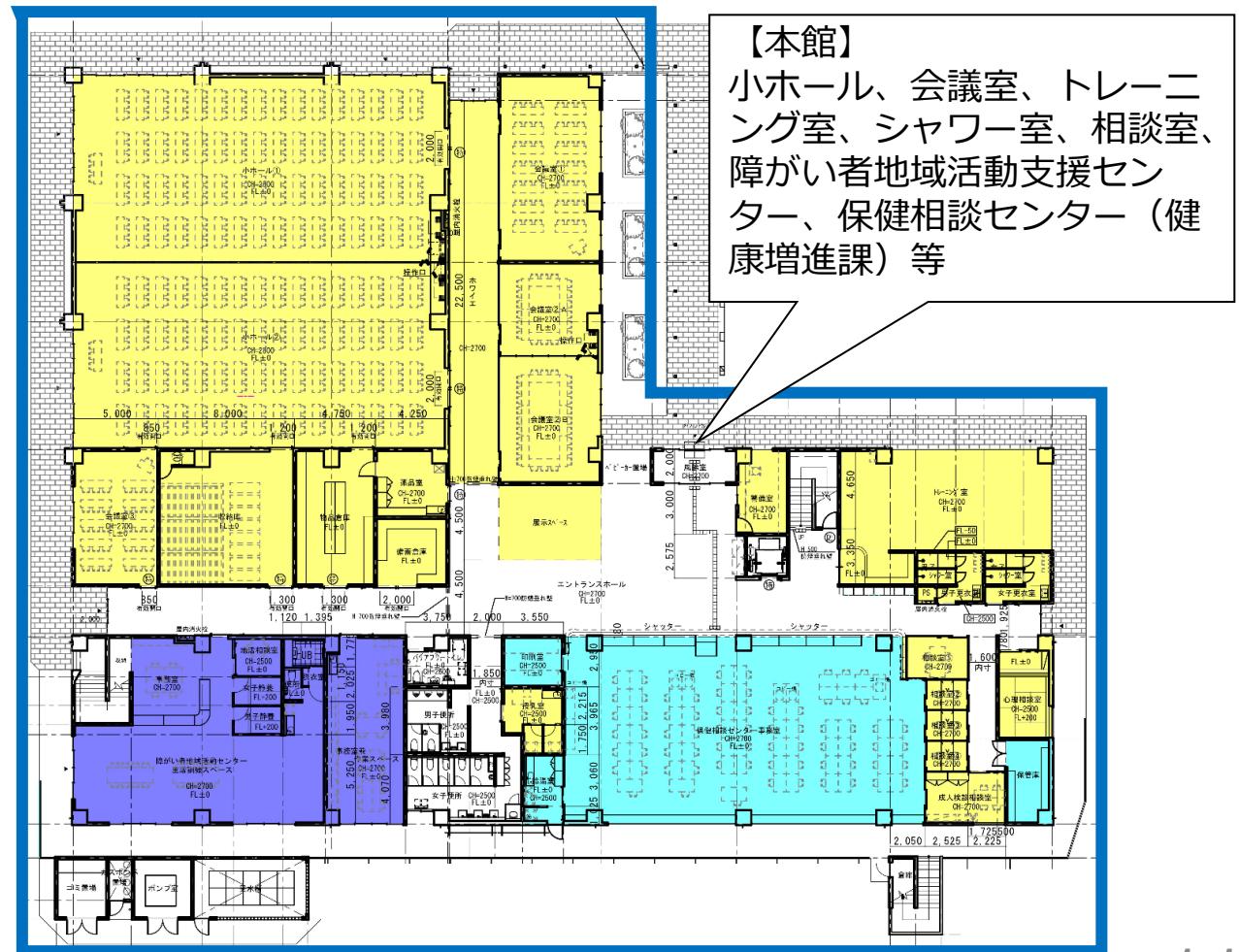
3. 事業の内容

3-③ (仮称) 真栄原交流拠点施設について

交流拠点施設配置案（1階）

【別館】

社会福祉協議会、各種団体控室、ボランティアサロン、チュイシージーセンター



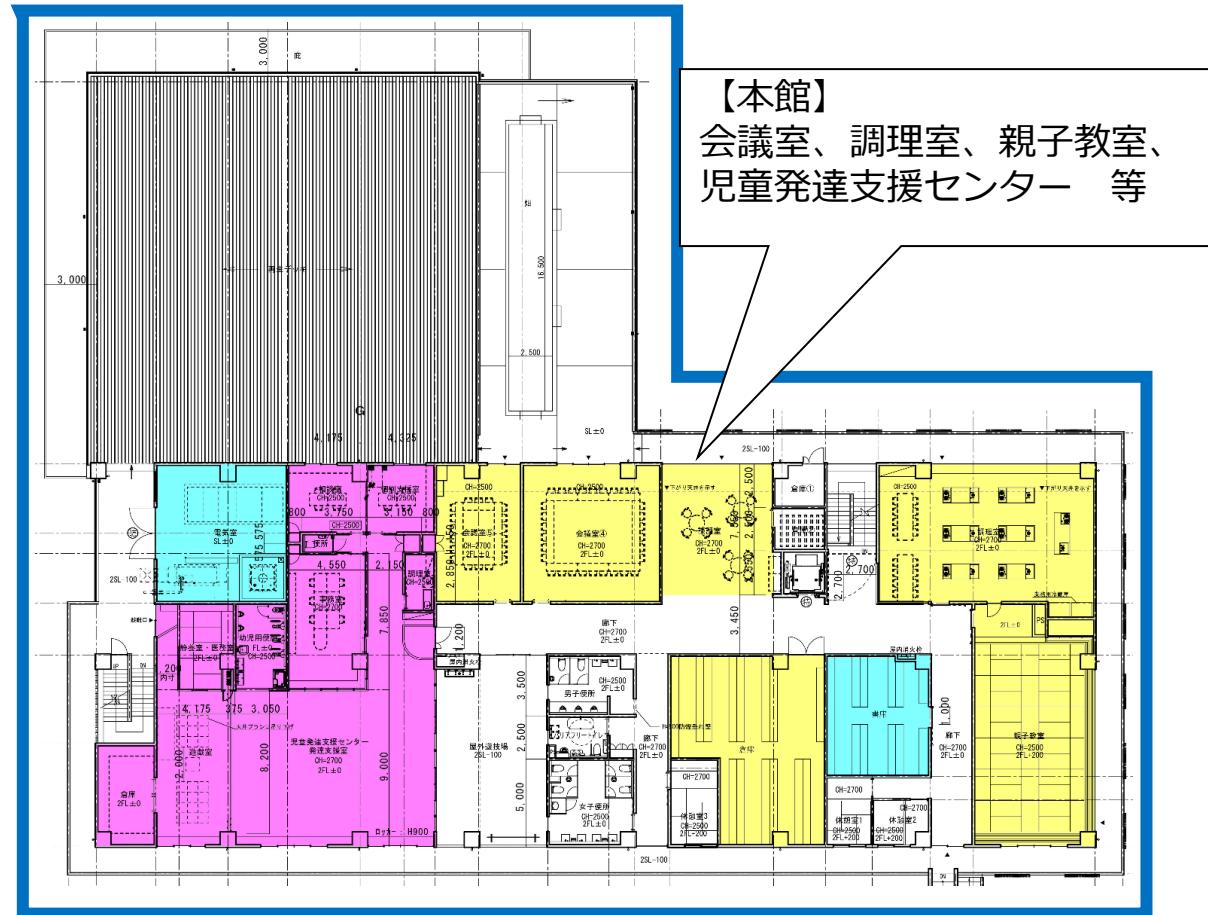
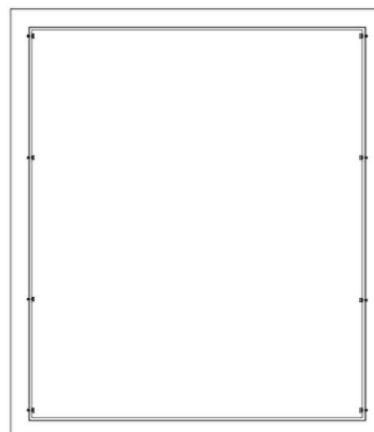
現時点の配置（案）であり、今後変更となる可能性があります。



3. 事業の内容

3-③ (仮称) 真栄原交流拠点施設について

交流拠点施設配置案（2階）

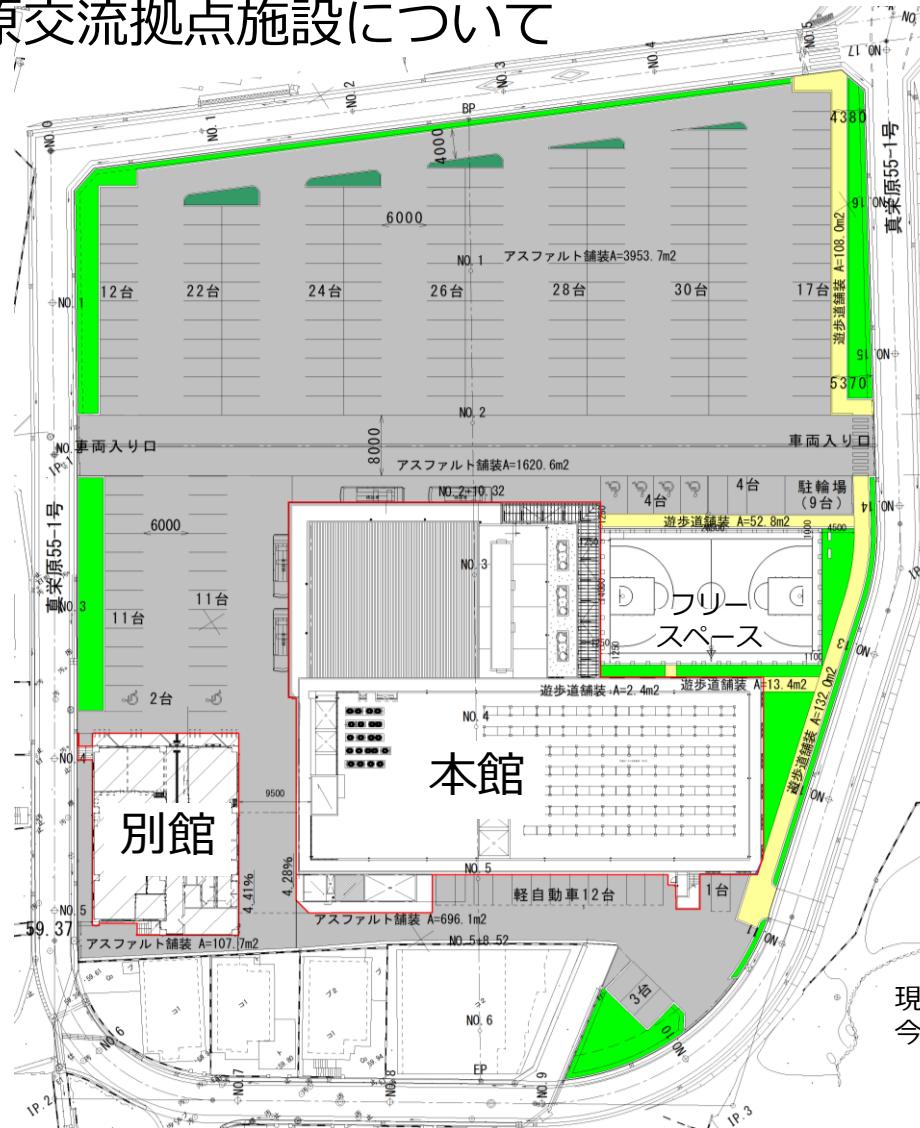


現時点の配置（案）であり、今後変更となる可能性があります。

3. 事業の内容



3-③ (仮称) 真栄原交流拠点施設について 交流拠点施設配置案 (外構)

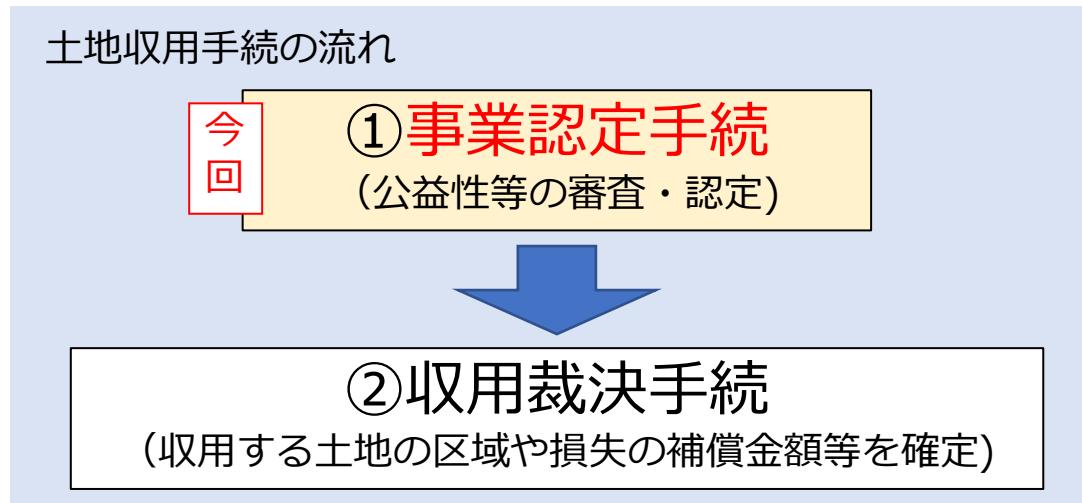


現時点の整備（案）であり、
今後変更となる可能性があります。

4. 土地収用法に基づく事業認定について

4-① 土地収用制度の活用

- 土地収用の手続きは①事業認定手続と②収用裁決手続の2つに分けられます。
- 事業認定とは、起業者（市）の申請する事業が、**真に公共のためになるもので
あり土地等を収用するに値する公益性があるか否か**、認定庁（県）が審査し
認定するものです。



※事業認定された場合においても任意交渉での契約に努めてまいります。

4. 土地収用法に基づく事業認定について

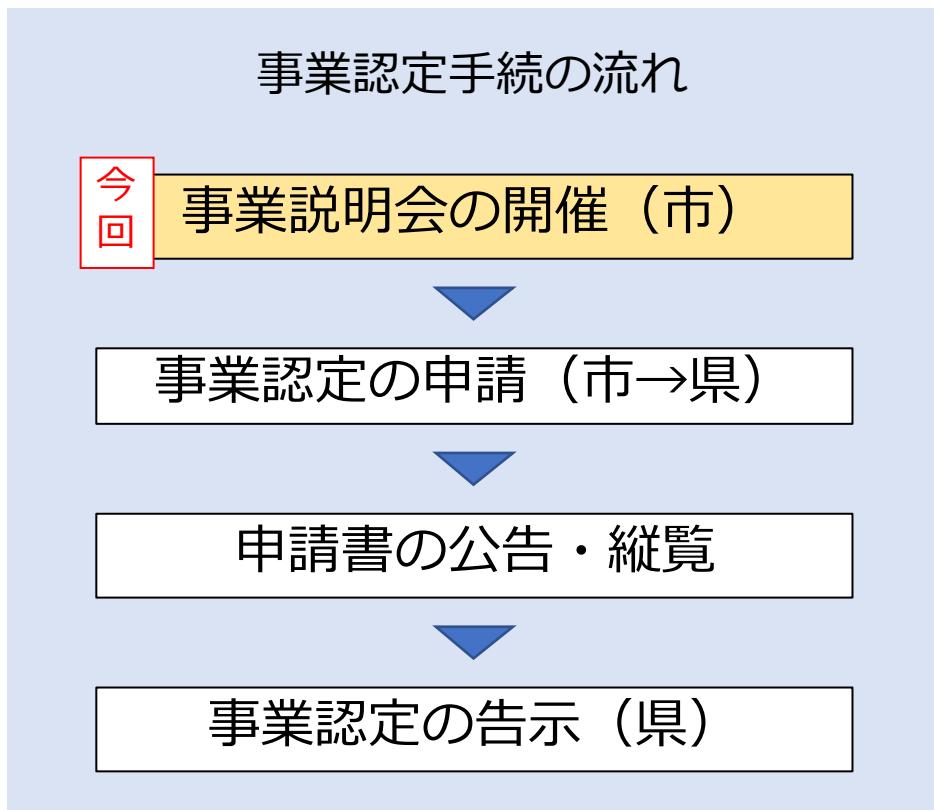
4-② 事業認定の効果について

○事業認定の告示日から効力を生ずるもの（主に土地所有者等に係る効果）

- ・ 事業認定の告示があった後に新たな権利を取得した者は、既存の権利を承継した者を除き、起業者から補償を受けることができません（法第8条第3項）。
- ・ 事業認定の告示があった後は、何人も、都道府県知事の許可を受けなければ、起業地について事業に支障を及ぼすような土地の形状、地質に関する変更はできません（法第28条の3）。
- ・ 事業認定の告示があった後は、土地所有者等（質権者、抵当権者等は除く。）はいつでも起業者に対して収用委員会に裁決申請すべきことを請求することができます（法第39条第2項）。
- ・ 土地所有者等（質権者、抵当権者等は除く。）は、事業認定の告示があった後は、いつでも起業者に対して土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払を請求することができます（法第46条の2）。

4. 土地収用法に基づく事業認定について

4-③ 今後の予定について



今回の説明会の後、起業者（市）は、認定庁（県）へ事業認定の申請を行う予定です。
市の申請後、宜野湾市役所にて申請書が公告・縦覧されます。

お越しいただいた皆様へ



普天間飛行場周辺まちづくり事業の趣旨に
ご理解いただき、本事業の早期完了に向け
ご協力をよろしくお願ひいたします。